令和 5 年度決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率報告書

令和6年9月6日

安芸太田町

目 次

1		令和 5 年度健全化判断比率報告書	1
(1) 総括表	1
(2)実質赤字比率	2
(3)連結実質赤字比率	3
(4)実質公債費比率	4
(5)将来負担比率	5
2		令和 5 年度資金不足比率報告書	6
(1)総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3)法非適用企業	8

1 令和5年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1)総括表

(単位:%)

区分	実質赤字	連結実質赤字	実質公債費	将来負担	
	比率	比率	比率	比率	
令和5年度決算			12.6	1 . 1	
健全化判断比率	<u>-</u>	<u>-</u>	12.0	' • '	
(早期健全化基準)	(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)	
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)		
参考:前年度数値	-	-	12.1	9.5	

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「-」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の 実質赤字の比率)	町税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の 実質赤字の比率)	町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、町全体としての歳 出に対する歳入の資金不足額を、町の一般財源の標準的な規模を表す 標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重 を示す比率)	町の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほ か一般会計等が将 来負担すべき実質 的な負債を捉えた 比率)	町の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、町の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

下段()は前年度値(単位:千円)

	歳入総額	歳出総額	歳入歳出	翌年度へ	実 質
会 計 名	Δ.	Б	差引額	繰り越す	収支額
	А	В	C (A-B)	べき財源 D	E (C-D)
	8,554,303	8,332,606	221,697	60,717	160,980
一般会計	(8,523,764)	(8,175,168)	(348,596)	(55,520)	(293,076)
	(2,220,101)	(2,110,100)	(= 10,000)	(50,020)	(=30,0.0)
合 計	8,554,303	8,332,606	221,697	60,717	160,980
	(8,523,764)	(8,175,168)	(348,596)	(55,520)	(293,076)

下段()は前年度値(単位:千円)

ノ 掃削サルキ	8.45	4,867,33	
イ 標準財政規模		(4,888,033)	
	之十 吃味时取 <u>计等</u> 序系公司坐施	19,005	
	うち、臨時財政対策債発行可能額	(41,639)	

下段()は前年度値(単位:%)

÷	実質赤字比率		実質収支比率	3.30
.,	天貝小士儿午	-		(6.00)

注 実質赤字額がない場合は、「 - 」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計(マイナスの場合のみ)

実質赤字比率 ウ = -

1

(3)連結実質赤字比率

下段()は前年度値(単位:千円)

	区 分	金額	備考
アード	 投会計等の実質収支額の合計	160,980	
<i>J</i> * 1.	以云引守の夫負収又俄の口引	(293,076)	
	営企業会計以外の特別会計の実質収支額の	38,465	資金不足額がある 場合はマイナス計上
合語	it (+ + +)	(62,850)	物自はく「ノス町工
	国民健康保険事業特別会計	4,253	
	自己促尿体於手来的加乙間	(9,313)	
	後期高齢者医療事業特別会計	6,993	
		(6,123)	
	介護保険事業特別会計	27,219	
	7142711703 51013733 5001	(47,414)	
	介護サービス事業特別会計	0	
		(0)	次 <u>수</u> 도 다 전 사 = ㅋ
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額			資金不足額がある 場合はマイナス計上
(+ + +)	(1,136,210) 1,150,976	
		(1,131,476)	
	簡易水道事業会計	34,506	
		(1,385)	
	農業集落排水事業会計	25,469	
		(1,522)	
	特定環境保全公共下水道事業会計	31,935 (1,827)	
工標準	犨財政規模		臨時財政対策債 発行可能額を含む
		(4,888,033)	

下段()は前年度値(単位:%)

		連結実質収支比率
才 連結実質赤字比率	-	29.63
	(-)	(30.52)

注 連結実質赤字額がない場合は、「-」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ+ウ](マイナスの場合のみ)

連結実質赤字比率 オ = -----

エ

(4) 実質公債費比率

下段()は前年度値(単位:千円)

	区分	金額	備考
ア	地方債の元利償還金	1,271,764	繰上償還及び満期一括償還元金除
	(公債費充当一般財源額)	(1,271,863)	<
		249,446	満期一括年割相当
1	準元利償還金		公営企業債繰入金
		(266,747)	債務負担行為
	基準財政需要額に算入された 公債費及び準公債費	1,024,254	基準財政需要額
ウ		(1,035,018)	災害復旧費等 事業費補正
			密度補正
_	4.	4,867,333	
エ	標準財政規模	(4,888,033)	臨時財政対策債発行可能額を含む
-+	元利償還金に充てた特定財源	1,565	
才		(3,008)	公営住宅使用料など

下段()は前年度値(単位:%)

力 実質公債費比率(単年度)	12.89047 (12.99201)	R3年度	12.99201 12.08792 11.29605
キ 実質公債費比率(3か年平均)	12.6		11120000

【算定方法】

(5)将来負担比率

下段()は前年度値(単位:千円)

	区分	金額	備考
		9,835,371	- m
ア	一般会計等に係る地方債の現在高	(10,314,895)	
	体のなわにもにせべて十川フウ 杯	35,208	ほ場整備償還補助・林道
1	債務負担行為に基づく支出予定額	(40,612)	大朝鹿野線賦課金など
	一般会計等以外の特別会計に係る地方	1,891,874	
ウ	債の償還に充てるための一般会計等か	(2.024.666)	病院事業会計等への繰入れ見込額
	らの繰入れ見込額	(2,034,666)	
_	組合又は地方開発事業団が起こした地方はの機関に係る地方の	0	如来2010人,2011人40日以201
エ	方債の償還に係る地方公共団体の負担 見込額	(0)	一部事務組合への繰入れ見込額
		792,434	
オ	退職手当支給予定額に係る一般会計等 負担見込額	•	一般会計等対象職員
	711_757_1177	(766,394)	
カ	設立法人の負債の額等に係る一般会計 等負担見込額	0	
	寸只正尤应服	(0)	
+	連結実質赤字額	0	
		(0)	
ク	組合等の連結実質赤字額に係る一般会 計等負担見込額	0	
		(0)	
ケ	地方債の償還額等に充当可能な基金の 残高の合計額	4,506,128	財政調整基金、減債基金など
	VIVI V I FIRITAN	(4,322,292)	
□	地方債の償還等に充当可能な特定の収入	0	住宅使用料など
	<u> </u>	(1,454)	
サ	地方債の償還等に要する経費として基 準財政需要額に算入されることが見込	8,005,195	
יי	年別以帝安領に昇入されることが見込まれる額	(8,466,332)	
z.	無後 サエト±日+ 昔	4,867,333	吃吐肚 <u>和</u> 计学售路怎可能随去 <u>。</u> *\
シ	標準財政規模	(4,888,033)	臨時財政対策債発行可能額を含む
7	基準財政需要額に算入された公債費及	1,024,254	
ス	び準公債費	(1,035,018)	
		下	段()は前年度値(単位:%)

セ 将来負担比率 1.1 (9.5)			
	セ 将来負担比率	1.1	

【算定方法】

シ - ス

2 令和5年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1)総括表

下段()は前年度値(単位:%)

	法適用企業	法非適用企業			
区分	病院事業会計	簡易水道事業 特別会計	農業集落排水 事業特別会計	特定環境保全 公共下水道事業 特別会計	
令和5年度決算	-	-	-	-	
資金不足比率	(-)	(-)	(-)	(-)	
(経営健全化基準)	20.0(公営企業ごと)				

注 資金不足額がない場合は、「-」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における 資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を 表したものである。

(2)法適用企業

資金不足額

下段()は前年度値(単位:千円)

	流動負債	控除	控除	流動資産	貸倒	資金不足額
会 計 名		企業債等	引当金等		引当金	
	Α	В	С	D	Е	F (A-B-C-D-E)
病院事業会計	254,865	67,247	0	1,338,594	0	1,150,976
	(351,978)	(58,606)	(0)	(1,424,848)	(0)	(1,131,476)

- 注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。
- 注2 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。
- 注3 F欄が の場合、資金剰余額となる。

事業の規模

下段()は前年度値(単位:千円)

	営業収益の額	受託工事	事業の規模	
会 計 名		収入の額		備考
	G	Н	I(G-H)	
病院事業会計	1,544,005	0	1,544,005	
	(1,572,366)	0	(1,572,366)	

資金不足比率

下段()は前年度値(単位:%)

 病院事業会計	-	資金剰余比率	74.54
例 一	(-)	(71.96)

注 資金不足額がない場合は、「-」を記載している。

【算定方法】

(3)法非適用企業

資金不足額

下段()は前年度値(単位:千円)

会 計 名	歳出額	算入地方債	歳入額	資金不足額
	Α	В	С	D (A+B-C)
簡易水道事業	216,621	0	251,127	34,506
特別会計	(189,146)	(0)	(190,531)	(1,385)
農業集落排水	120,178	0	145,647	25,469
事業特別会計	(133,457)	(0)	(134,979)	(1,522)
特定環境保全公共	276,290	0	308,225	31,935
下水道事業特別会計	(291,693)	(0)	(293,520)	(1,827)

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が の場合、資金剰余額となる。

事業の規模

下段()は前年度値(単位:千円)

			* *	
	営業収益の額	受託工事	事業の規模	
会 計 名		収入の額		備考
	Е	F	G (E-F)	
簡易水道事業	83,529	0	83,529	
特別会計	(85,803)	(0)	(85,803)	
農業集落排水	28,033	0	28,033	
事業特別会計	(28,715)	(0)	(28,715)	
特定環境保全公共	74,363	0	74,363	
下水道事業特別会計	(86,788)	(0)	(86,788)	

資金不足比率

下段()は前年度値(単位:%)

簡易水道事業	-	資金剰余比率	41.31
特別会計	(-)		(1.61)
農業集落排水	-	資金剰余比率	90.85
事業特別会計	(-)		(5.30)
特定環境保全公共	-	資金剰余比率	42.94
下水道事業特別会計	(-)		(2.11)

注 資金不足額がない場合は、「-」を記載している。

【算定方法】

資金不足比率 = D(マイナスは,資金剰余額となる。)